

四日市市保健所等関係手数料条例の一部を改正する条例附則第3項の市長が定める日を定める規則をここに公布する。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第67号

四日市市保健所等関係手数料条例の一部を改正する条例附則第3項の市長が定める日を定める規則

四日市市保健所等関係手数料条例の一部を改正する条例（令和3年四日市市条例第13号）附則第3項の市長が定める日は、令和5年5月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。